

「高次脳機能障害者地域相談支援（サポート）事業」実施要領
(平成28年5月10日)

(目的)

第1条 埼玉県高次脳機能障害者支援センター(以下「支援センター」という。)が高次脳機能障害者(以下「障害者」という。)及びその家族を支援するため障害者相談支援事業所等(以下「事業所」という。)が実施する事例検討会等に職員を派遣し、助言等を行うことにより、地域における相談機能の充実に資することを目的とする。

(支援対象・内容)

第2条 支援センターは、依頼に基づき、市町村又は次のアからオに掲げる事業所が行う障害者及びその家族の支援に関する事例検討会、ケア会議、連絡会、情報交換会、研修会等に対し、職員を派遣するものとする。

ア 計画相談支援を行う事業所

イ 地域移行支援又は地域密着支援を行う事業所

ウ 地域包括支援センター

エ 居宅介護支援事業所

オ その他支援センター長が職員派遣を必要であると認めた事業所等

(派遣手続き)

第3条 市町村又は第2条で規定する事業所(以下「派遣依頼者」という)は、支援センターに電話等で職員派遣を依頼するものとし、依頼は原則として派遣日2週間前までに行う。

ただし、事例検討会、ケア会議への職員派遣を依頼する場合は、事例ごとに「相談概要(別紙)」を作成し、事前に相談するものとする。

2 支援センターは、「相談受付票」の作成をもって、依頼を受理し、職員派遣の可否等について速やかに決定するものとする。

(必要事項の報告依頼)

第4条 支援センターは、第3条第2項による職員派遣の可否の決定に当たり、派遣依頼者に対し、障害者又は家族の状況等必要な事項について、報告を求めることができる。

2 派遣依頼者は、支援センターに職員派遣を依頼する旨を住所地の市町村の障害福祉主管課へ報告するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に

定める。

附 則

この要領は、平成28年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。